#### 第87回新型コロナウイルスに関わる対策本部会議議事録

**1 開催日時** 令和 5 年 3 月 9 日(木) 午後 4 時 30 分~午後 5 時 00 分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

3 出席者

本部長:市長

副本部長:副市長

本部員:危機管理監、消防長、教育長、総務部長、企画部長、財務部長、

市民経済部長、福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部長、

教育総務部長、生涯学習部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長

(事務局)

健康こども部、総務部

# 4 議 題

- (1) 直近3週間の学校等の感染者状況について
- (2) 市の施設におけるマスク着用の考え方の見直しについて
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る対策事業の実績について
- (4) 令和5年4月以降における新型コロナワクチン接種について(案)
- (5) その他
  - ・新型コロナワクチンの接種状況について
  - ・抗原検査キット使用状況等について

#### 5 議題の概要

- (1) 直近3週間の学校等の感染者状況について情報を共有した。
- (2) 市の施設におけるマスク着用の考え方の見直しについて情報を共有した。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る対策事業の実績について情報を共有した。
- (4) 令和5年4月以降における新型コロナワクチン接種について情報を共有した。
- (5) その他
  - ・新型コロナワクチンの接種状況について情報を共有した。
  - ・抗原検査キット使用状況等について情報を共有した。

### 6 会議経過

- (1) 直近3週間の学校等の感染者状況について
- 本部員:資料の通り2月から減少が続き、3月に入ってからも感染者数は落ち着いている。また、直近3週間において、感染者の集団発生は起きていない。
- 本部長:少し前までコロナ感染が疑われていた喉の痛みや鼻水などの症状が、現在流行している花粉症の症状に紛れている可能性がある。以前より感染状況は落ち着いているが、油断することなく対策をとるようお願いしたい。コロナとの戦いは終わったわけではなく、ウィズコロナでの対策を続けなければならない。
  - (2) 市の施設におけるマスク着用の考え方の見直しについて
- 本部員:3月7日付の総務省からの通知により、執務室や会議室、窓口等において、職員や外来者等に対して、基本的にマスクの着用を呼びかける必要はないと示された。一方、マスクの着用を推奨する場面として、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時などの例が挙げられている。また、事業者における対応として、マスクの着用は個人の判断に委ねられるが、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者や従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとした。これを受け、基本的に市の施設や小中学校等におけるマスクの着用は個人の判断に委ねることとするが、生涯学習施設・高齢者施設及び投票所についてはマスクの着用を推奨する場合がある。また、老人クラブについてはマスクの着用を推奨する。市職員の対応として、3月13日から5月7日までの期間、窓口業務に従事する職員、高齢者や妊婦等の重症化リスクの高い方々と接する職員、症状があるまたは同居家族に陽性者がいる職員などに対し、安心安全の観点から基本的にマスクの着用を推奨したい。
- 本部長:障がい者施設、公民館等の市内各施設においては、対応策を整理し、後ほど説明を お願いしたい。学校の対応はどうか。
- 本部員:国通知のとおり、学校としては、マスクの着用は個人の判断とする旨を各学校へ、本日承認後に通知する。また、これまで学校に提出を求めていた健康観察カードは提出不要とする。

本部員:保育園・幼稚園等での対応について、2歳未満児は引き続き着用不要とし、2歳以上に対しても着用を求めない。ただし、保護者が着用させることを希望する場合は、園児の体調に十分注意したうえ、マスク着用での保育を行う。職員の着用は3月13日以降、個人の判断とするが、園内の感染状況によっては着用をお願いする。本日承認後に各園に通知する。

本部員:自治会集会所利用時のマスク着用は個人の判断とする。感染防止対策はこれまで通り徹底する。本日承認後に通知する。

本部員:老人クラブ会館ではガイドラインを作成し、重症化リスクの高い高齢者や持病をお 持ちの方が利用されるため、マスクの着用を推奨する。自身の体調管理に気を配る、 基本的な感染対策を行う、感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応として、各行 動例を記載している。この中で、換気が不十分な場合やカラオケを含め大声を出す 場合は、状況に応じマスクを着用する。

本部員:障がい者施設は、重症化リスクがあることから、高齢者施設同様の対応とする。

本部員:公園などにおける花見ついて、昨年度はシートを広げての飲食等は控えるよう啓発 をしていたが、東京都と同様、今年度は制限を設けない。

本部員:生涯学習施設は、基本的には個人の判断に委ねるとしているが、事業主催者が着用を求める場合、利用する団体等のガイドラインに規定されている場合、スポーツ観戦で声を出して応援する場合は、マスクの着用を推奨することとしたい。エアタオルや冷水機は、引き続き使用を禁止する。

本部員:選挙については、従事者はマスクを着用し、有権者はマスクの着用は個人の判断に 委ねる旨を各投票所に掲示する。

本部員:デジタルサイネージには、準備ができ次第掲載する。

本部員: 斎場と墓地公園の集会室は、国の方針に従い基本的にマスクの着用は個人の判断に 委ねることとするが、飲食時には、アクリル板の使用やマスク会食を推奨する。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る対策事業の実績について

本部員:令和2年度から令和4年度の1月末までの新型コロナウイルス感染症に係る対策事業の実績を取りまとめたものである。

本部長:令和4年度末までの内容を追加するとともに、確定したもので公表すること。

(4) 令和5年4月以降における新型コロナワクチン接種について

本部員:今後の新型コロナワクチン接種については、国から令和5年度の方針が示され、令和5年度についても現行の特例臨時接種の実施期間を延長することとし、令和5年春夏開始接種は5月8日から8月末までの期間、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者の方や5歳以上の基礎疾患を有する方を対象に接種すること及び令和5年秋冬開始接種は9月から12月末までの期間、追加接種可能な全ての方を対象に接種することとされた。公的関与既定の適用については、令和5年度春開始接種以降の接種については、65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する者等以外のものについては、接種勧奨と努力義務の規定の適用除外となる。

次に、初回接種の実施については、令和6年3月末まで生後6か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を実施することや3・4回目接種の追加接種の実施については、令和5年3月末をもって終了とすることとされた。

なお、5歳以上 11 歳以下の方に対するオミクロン株対応 2 価ワクチンの接種については、令和 5 年 3 月 8 日から 8 月末まで、令和 4 年秋開始接種を実施することとされた。

接種の実施にあたっての留意事項としては、国から個別医療機関を中心とする体制 への移行を進めることが適当であることや接種券の発行は接種券を使用して実施 する運用とするものの、基礎疾患を有する方など、必ずしも所在を把握していない 対象者は、柔軟に検討して差し支えないものとされた。

最後に、予算について、令和5年度の国庫補助の在り方については、現在検討中であり、各自治体は、その内容を踏まえ、予算を含め必要な措置等をお願いすることとされた。

本市の令和5年4月以降の追加接種については、接種者数の想定に基づいた接種体制を確保することとし、令和5年春夏接種は、個別接種と集団接種を実施し、令和5年秋冬接種は、国の動向や本市の接種状況等を踏まえ、改めて検討することとする。

本部長:国から方針が示されたため、日の出のワクチン接種センターは、集団接種会場として使用することとする。

### (5) その他

・新型コロナワクチンの接種状況について

本部員:資料のとおりである。

・抗原検査キット使用状況について

本部員:使用状況については資料のとおりである。

# 7 決定事項

- ・市の施設におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年3月13日以降、基本的に個人の判断に委ねることになるが、市の施設や保育園等におけるマスクの着用を推奨する場合など、市民に速やかに周知すること。また、市立小・中学校においては、卒業式を除き、令和5年4月1日からの取組であることを周知するとともに、学校教育活動の留意事項等について、国や県から通知があり次第、各学校へ周知すること。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る対策事業の実績については、令和4年度の内容が確定したものを市民に周知すること。
- ・令和5年4月以降における新型コロナワクチン接種について、集団接種会場のワクチン接種センターを4月は休止し、5月8日以降に再開することとする。